

広島県告示第八百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
須磨耳鼻咽喉科医院	呉市広大新開一丁目三番二三号	平成二十四年五月三十一日
社団法人呉市医師会 呉市医師会訪問看護ステーション	呉市中央五丁目一二番一二号	平成二十四年六月一日
呉市医師会中央診療所	呉市中央五丁目一二番二二号	平成二十四年六月一日
畝クリニック	呉市三条三丁目六番二号	平成二十四年七月一日
中本薬局	呉市本通五丁目一番二八号	平成二十四年七月二十五日
訪問看護ステーション かもめ	三原市城町三丁目七番一号	平成一八年一〇月三十一日
社団法人因島医師会 因島医師会訪問看護ステーション	尾道市因島中庄町一九六二番地	平成二十四年四月三〇日
厚生連府中訪問看護ステーション	府中市鶉飼町五五五番地三	平成二十四年三月三十一日
内藤外科医院	大竹市白石一丁目五番九号	平成二〇年四月三十一日
ジオ薬局府中店	府中市府川町字堀川一〇〇番地一七	平成二十四年六月三〇日
社会福祉法人ともえ会 重症心身障害児施設 子鹿学園	三次市粟屋町四九〇一番地	平成二十四年三月三十一日
かわきた薬局	庄原市川北町一六三番地三	平成二十四年五月二十八日
片山医院	安芸郡熊野町出来庭九丁目二番一八号	平成二十四年八月三十一日